

第 2 章 指 定

第2章 指定

第1節 排水設備工事業者の指定手続

1 工事業者の指定

下水道条例（以下「条例」という。）および秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（以下「業者規程」という。）に基づき、指定排水設備工事業者を指定する。なお、指定の手続きの流れは、図2-1のとおりである。

(1) 指定の種類

新規および更新の指定を受けようとする場合は、章末の表2-1を参照の上、以下のとおり、申請手続きを行うこと。

ア 新規の場合

新規に指定を受けようとする者は、指定排水設備工事業者申請書および必要書類（様式集41、42）により登録の申請を行うこと（業者規程第2条）。

イ 更新の場合

指定の更新をしようとする者は、指定排水設備工事業者申請書および必要書類（様式集41、42）により更新の申請を行うこと。

なお、指定の有効期間は、指定を受けた日から3年であることから、引き続き指定を受けようとする場合は、更新の手続きが必要である（条例第5条第3項）。

また、指定の更新をしない者は、指定排水設備工事業者廃止等届（様式集47）を提出すること（業者規程第5条第3項）。

更新の申請が行われないうまま3年の期間を経過した場合は、廃止の届出がなくとも、その効力を失う。

(2) 指定の要件

指定の要件は以下のとおりとする。

ア 秋田県内に営業所を有する者であること（条例第5条の3第1号）。

イ 秋田県下水道協会に登録している排水設備工事責任技術者（以下、「責任技術者」という。）であつて、かつ、秋田市に登録している責任技術者が1人以上選任していること（条例第5条の3第2号）。ただし、秋田県内の他の営業所について兼任することを妨げない。

ウ 指定を受けようとする者が(3)の欠格事由などに該当しないこと（条例第5条の3第3号）。

(3) 欠格事由

上記(2)ウにおける欠格事由は以下のとおりである。

ア 条例第5条の8の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者。

イ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。

ウ 法人であって、その役員のうちア又はイに該当する者があるもの。

(4) 責任技術者の選任を証する書類

責任技術者の選任の確認方法は以下のいずれかによる（選任とは、排水設備工事業者と責任技術者との間で雇用契約が結ばれていることで、非常勤や下請け等の者は含まない。）

ア 労働保険の保険金の負担状況（雇用保険被保険者資格取得確認等通知書および保険料領収書等）

イ 給与の支給状況および所得税の源泉徴収状況（賃金台帳又は源泉徴収簿あるいは所得税納付額領収書等）

ウ その他選任の証明となる書類（当該排水設備工事業者が作成した雇用証明書等）

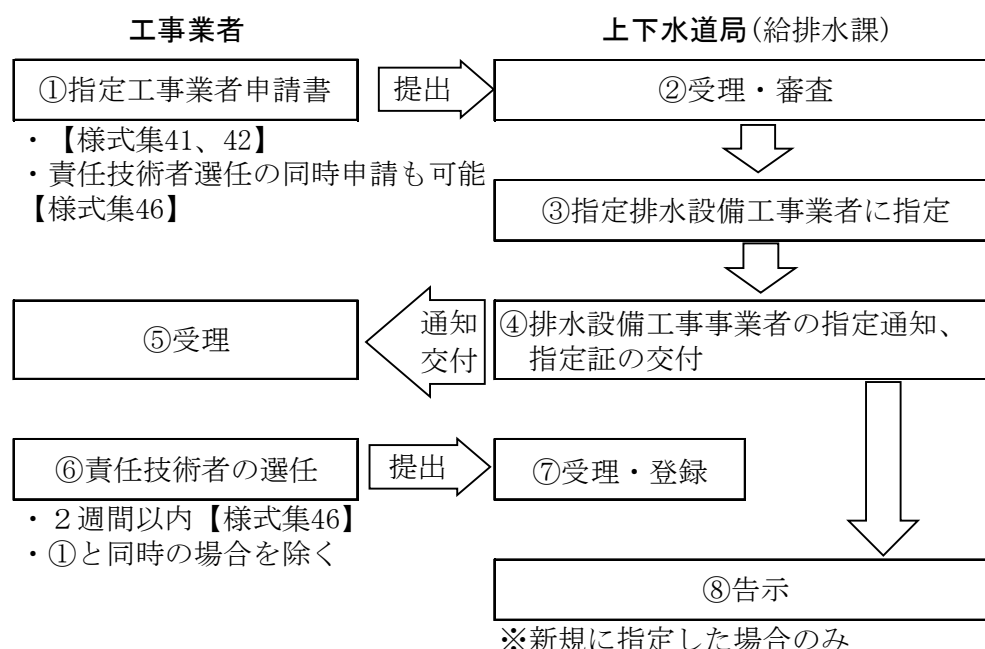


図 2 - 1 排水設備工事業業者の指定手続の流れ

2 秋田市指定排水設備工事業業者証

管理者が秋田市指定排水設備工事業業者（以下「指定工事業業者」という。）として指定した場合には、秋田市指定排水設備工事業業者証（以下「指定工事業業者証」という。）を交付する（業者規程第 5 条の 5 第 1 項）。

なお、指定工事業業者証は、営業所内の見やすい場所に掲示し、き損又は紛失した場合には、秋田市指定排水設備工事業業者証再交付申請書（様式集 44）により、管理者に指定工事業業者証の再交付の申請をしなければならない（業者規程第 3 条）。

3 指定工事業業者の責務および遵守事項

(1) 指定工事業業者の責務

指定工事業業者は、下水道に関する法令および条例その他管理者が定めると

ころに従い、適正に排水設備等の新設等の工事を施工しなければならない（条例第5条の6）。

(2) 指定工事業者の遵守事項

指定工事業者は、以下の事項を遵守しなければならない（業者規程第4条第2項）。

ア 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

イ 工事は、適正な工事費用で施工しなければならない。また、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。

ウ 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

エ 指定工事業者としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。

オ 工事は、条例第3条第1項および第2項の規定による管理者の確認を受けたものでなければ着手してはならない。

カ 工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ設計および施工をしてはならない。

キ 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。

ク 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して管理者から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

4 指定事項変更の届出

指定事項について、次のいずれかに該当する変更が生じた場合は、表2-1を参照の上、速やかに申請書および必要書類を提出すること（業者規程第5条）。

(1) 指定工事業者の異動

指定工事業者は、以下のいずれかに該当するときは、指定排水設備工事業者異動届（様式集45）を提出すること。

ア 商号又は名称を変更したとき。

イ 代表者の氏名に変更があったとき。

ウ 所在地を変更したとき。

エ 住居表示および電話番号に変更があったとき。

(2) 責任技術者の変更

選任する責任技術者に変更があったときは、排水設備工事責任技術者変更届（様式集46）を提出すること。

(3) 指定工事業者の廃止等

指定工事業者の指定の廃止、休止又は再開したときは、指定排水設備工事業者廃止等届（様式集47）を提出すること。

5 指定の取消し又は停止等

管理者は、指定工事業者の違反行為が明確になった場合、「秋田市指定排水設備工事業者および排水設備工事責任技術者の指導および処分に関する要綱」に基づき、厳正に指導および処分を行う。

なお、以下のいずれかに該当する指定工事業者には、管理者は指定の取消し又は停止等の処分をすることができる（条例第5条の8）。

また、これらの処分を受けた事業者は、速やかに管理者に指定工事業者証を返納しなければならない。

- (1) 条例第5条の3各号の指定の基準に適合しなくなったとき。
- (2) 条例第5条の6に規定する指定工事業者の責務に従った適正な排水設備の新設等の工事の施工ができないと認められるとき。
- (3) 条例第5条の7の規定による指定工事業者の変更等の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) その施工する排水設備の新設等の工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- (5) 不正の手段により条例第5条第1項の指定工事業者の指定を受けたとき。

第2節 責任技術者の登録手続

1 責任技術者の登録

条例および規程等に基づき、表2-2を参照の上、責任技術者の登録手続を定めること。

- (1) 責任技術者の登録および更新の基準

責任技術者の新規登録および更新の基準は以下のとおりである。

ア 新規登録

登録を希望する者は、排水設備工事責任技術者登録申請書（様式集 48）および必要書類を提出し、管理者が審査し適当と認めた者を責任技術者として登録する（業者規程第7条）。

なお、登録の有効期間は、秋田県下水道協会の排水設備工事責任技術者の有効期間と同一とする。

イ 更新登録

登録を更新する場合は、秋田県下水道協会の更新講習を受け、有効期間満了の30日前までに、指定排水設備工事責任技術者登録証更新申請書（様式集 50）により更新の申請をしなければならない（業者規程第7条第4項）。

- (2) 登録の資格

登録に必要な資格は、秋田県下水道協会に登録している排水設備工事責任技術者とする（業者規程第6条）。

- (3) 登録証の交付

責任技術者として登録した者は、管理者が秋田市排水設備工事責任技術者

登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

なお、責任技術者は、常に登録証を携帯し、提示の要求があった場合には、提示しなければならない、他人に貸与してはならない（秋田市排水設備工事責任技術者登録証（様式集 49））。

(4) 登録証の再交付

登録証をき損、又は紛失した場合は、排水設備工事責任技術者証再交付申請書（様式集 52）により、管理者に再交付の申請をしなければならない（業者規程第 7 条第 7 項）。

2 責任技術者の職務、責務および遵守事項

(1) 責任技術者の職務

責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない（条例第 5 条の 9 第 2 項）。

ア 排水設備の新設等の工事に関する技術上の管理

イ 排水設備の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督

ウ 排水設備の新設の工事が排水設備等の設置および構造に関する法令の規定に適合していることの確認

エ 条例第 4 条第 1 項に規定する排水設備等の工事の検査の立会い

(2) 責任技術者の責務および遵守事項

条例第 5 条の 9 第 2 項第 3 号の規定に基づき、排水設備等の新設等の工事は、条例第 3 条第 1 項および第 2 項の規定による管理者の確認を受けたものでなければ着手してはならない（業者規程第 8 条）。

3 変更の届出

責任技術者登録について、以下のいずれかに該当する変更が生じた場合は、速やかに、指定排水設備工事責任技術者登録変更等届（様式集 51）および表 2-2 に示す必要書類を提出すること（業者規程第 7 条第 6 項）。

(1) 氏名の変更

(2) 住所の変更

(3) 勤務先の変更

(4) 責任技術者の登録を辞退

4 登録の取消し又は停止

管理者は、責任技術者に違反行為等があった場合、「秋田市指定排水設備工事業者および排水設備工事責任技術者の指導および処分に関する要綱」に基づき、厳正に指導および処分を行う。

なお、以下のいずれかに該当する責任技術者には、管理者は登録の取消し又は停止の処分をすることができる（条例第 5 条の 15）。

また、登録の取消しもしくは登録の効力を停止された責任技術者は、速やかに管理者に登録証を返納しなければならない。

(1) 条例第 5 条の 9 第 2 項に規定する責任技術者の職務につき、不正又は著しく

不当な行為をしたと認められるとき。

(2) 条例第5条の14の規定による責任技術者の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(3) 不正な手段により条例第5条の9第1項の責任技術者の登録を受けたとき。

表 2 - 1 指定工事業等各種申請・届出書、必要書類一覧

秋田市指定排水設備工事業等各種申請・届出書、必要書類一覧

項目	新規・更新登録		登録証の再交付		異動(商号又は名称・代表者氏名等)		責任技術者の変更		廃止等
	法人	個人	法人	個人	法人	個人	選任	解除	
各種申請書・届出書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	工事業申請書 [様式集41]		事業者証再交付申請書 [様式集44]		工事業異動届 [様式集45]		責任技術者変更届 [様式集46]		工事業廃止等届 [様式集47]
登記事項証明書・定款	◎		◎		◎				
住民票の写し等(会社名が確認できるもの)		◎		◎		◎			
秋田市排水設備工事責任技術者登録証の写し	◎	◎					◎	◎	
雇用関係の証明	①雇用保険被保険者資格取得等確認通知書・保険料領収書等						○		
	②賃金台帳又は源泉徴収簿等						○		
	③その他選任の証明となる書類(排水設備工事業者が作成した雇用証明書等)						○		
従業員名簿・工事経歴書・所有機材調書・誓約書	◎	◎							
	工事業申請書								
指定工事業証	更新のみ				◎	◎			◎
	事業者証 [様式集43]				事業者証 [様式集43]				事業者証 [様式集43]

(指定内容に変更があったときは、速やかに変更の届出が必要)

※ 1 ◎は必ず提出する書類、雇用関係の証明の○はいずれか 1 つを提出

※ 2 手数料：新規登録は10,000円、指定の更新は5,000円(領収書を添付し申請)

表 2 - 2 責任技術者各種申請書・届出書、必要書類一覧

秋田市指定排水設備工事責任技術者各種申請書・届出書、必要書類一覧

項 目	登録	更新	登録変更		登録証 再交付
			氏名・住所等	登録辞退	
排水設備工事責任技術者各種申請書・届出書	◎	◎	◎	◎	◎
	登 録 申 請 書 [様式集48]	登録証更 新申請書 [様式集50]	登 録 変 更 等 届 [様式集51]	登 録 変 更 等 届 [様式集51]	再 交 付 申 請 書 [様式集52]
排水設備工事責任技術者証の写し(秋田県下水道協会発行)	◎	◎			◎
住所を証明する書類 (住民票の写し・運転免許証・健康保険証等)			○		
秋田市排水設備工事責任技術者登録証		◎	◎	◎	
		登 録 証 [様式集49]	登 録 証 [様式集49]	登 録 証 [様式集49]	

(登録内容に変更があったときは、遅滞なく変更の届出が必要)

※1 ◎は必ず提出する書類、○はいずれか1つを提出

※2 登録を更新する場合は、秋田県下水道協会の更新講習を受け、有効期間満了の30日前までに更新の申請をしなければならない。